

報告第17号

損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成30年8月31日

西脇市長 片山象三

西脇市専決第6号

損害賠償の額の決定について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分する。

平成30年6月29日

西脇市長 片山 象三

記

事故発生日時	平成30年5月27日 午前10時30分頃
事故発生場所	西脇市西脇 704番地の1地先
相手方	市内男性
原因・状況等	防火水槽から消防自動車のタンク水を補充しようとして当該車両を相手方が所有する駐車場に進入させたところ、当該駐車場のブロック塀と接触し、損傷を与えた。 過失割合 相手方0%、市100%
損害賠償の額	相手方ブロック塀修理費 87,000円×100%=87,000円を賠償する。 その余の請求権の放棄